

〈特集〉 TPPでどうなる暮らし、労働、経済

## 特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

# 脅かされる食の安全

真嶋良孝

女子高生の間で「アベ（安倍）過ぎる」という言葉が流行っているという。意味は「他人の話を聞かない。聞かれたことに答えず、ごまかす。」

安倍晋三首相は昨年10月に開かれたJA全国大会で、2500人の農業関係者を前にTPP（環太平洋連携協定）交渉では「国益にかなう最善の結果を得ることができた。皆さんとの約束を守ることができた」と胸を張った。会場からは「国会決議違反だ」「裏切られた」との野次が飛んだが、反省と謝罪の色はみじんもなかった。国会でも、答弁のトーンは同じだった。

WTO（世界貿易機関）設立交渉決着の際に、当時の細川護熙首相が明け方にテレビ会見し、深刻な面持ちで「断腸の思い」と繰り返したのに比べても、あまりにも「アベ過ぎる」。

食の安全をめぐっても「アベ過ぎ」は同じである。政府が昨年10月5日の「大筋合意」と同時に公表した「TPP協定の概要」では、詳細な説明は伏せたまま、「日本の食品の安全が脅かされることはない」「遺伝子組み換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない」と強調した。そして、食の安全をめぐる国民の不安を「デマ」（菅官房長官）と言い、鶴岡前首席交渉官は「実体のないお化けだ」と決めつけた。しかし、これは、スネにある傷を隠す

類の言い方であり、とうてい鵜呑みにできるものではない。

## 食の安全でも国会決議違反は明白

TPP協定において、食の安全は独立した章で扱われているわけではなく、「衛生植物検疫措置（SPS）」（第7章）、「貿易の技術的障害（TBT）」（第8章）、「市場アクセス」（第2章）などにまたがる。また、BSEや食品添加物などにかかる規制の緩和は、日米2国間の書簡（サイドレター）で規定されている。以下では、食の安全にかかるいくつかのテーマごとに分析する。

まず紹介しておきたいのは、国会決議が「残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制……BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心を損なわないこと」を要求していたことである（13年4月、衆参農水委員会）。結論を先取りしていえば、TPP交渉の結果は、農産物の重要5品目と同様、食の安全でも明白に国会決議に違反している。

## 遺伝子組み換え食品の表示義務に変更はないか？

交渉の焦点の一つは遺伝子組み換え食品（GM）の表示義務を守るのか、禁止するのかで

表1 日本、EU、アメリカの遺伝子組み換え食品表示

	日本	EU	アメリカ
表示義務の対象	農産物8品目、加工食品33品目	全ての食品	表示制度なし
食用油など	表示義務なし	表示義務あり	
飼料	表示義務なし	表示義務あり	
故意ではない混入の許容率	5%以下	0.9%未満	
生産履歴の管理	義務なし	義務あり	

日本農業新聞（16年3月3日）をもとに作成

あった。日本とEU諸国は、消費者の要求にもとづいて、GMを使った食品に表示義務を課しており、GM生産・輸出大国であるアメリカは一切野放しである（表1）。このほか、TPP交渉参加国では、カナダ、メキシコ、チリなどが表示を義務化していない。一方、オーストラリア・ニュージーランドは義務化しており、故意ではない混入の許容率は1%と、日本よりはるかに厳しい。

モンサント社などGM企業は日本やEUなどの制度を敵視し「表示義務の禁止」と「栽培規制の禁止」「規制を各国が個別に決めるのではなく、国際機関の決定に従わせること」を要求しており、アメリカ政府はその代弁者である。

#### \*アメリカ農務省の勝利宣言

TPP交渉ではどうなったか。確かに、直截にGM表示義務を禁止する条項は盛り込まれなかつたものの、これまでの世界中のどの自由貿易協定（FTA・EPA）にもなかったGM貿易促進条項が設けられたこと、しかも、食品安全に密接にかかわる「衛生植物検疫」章ではなく、農産物貿易を促進するための「市場アクセス」章に盛り込まれたのが重大な点である。

協定テキストは、農業貿易小委員会の下に「GM作業部会」を設置すること、同部会では、GM貿易についての情報交換と協力を促進する

ための協議が行われる。この部会が表示義務を廃止するための「情報交換」や、「故意ではない」GMの微量混入に対する輸出国の責任の免責、さらに「栽培規制」の廃止に向けた協議機関として機能し、モンサント社などの要求がゴリ押しされる危険がある。

安倍政権は「表示に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない」ととぼけているが、アメリカ農務省は次のように勝利宣言している。「TPP協定は、GM技術が、増大する世界の人口に持続可能な方法で食料を供給する重要な手段であることを認めた」「TPPは、意思決定プロセスの透明性の促進とGM作物の承認の促進を参加国に約束させる条項を盛り込んでいる」と<sup>(1)</sup>。

#### \*遺伝子組み換え技術の二重の危うさ

遺伝子組み換え技術には二重の危うさがある。一つは安全性をめぐる危うさであり、もう一つは種子の独占を通じて巨大アグリビジネスが食料をコントロールする危うさである。

人間がGM食品を食べ始めてまだ20年弱。一生分の80年間食べ続けたらどうなるかについては、まだ「実験段階」である。ヨーロッパやロシアで、動物実験によるGM食品の危険性が告発され続けてもいる。だからこそ、せめて表示して選択できるようにしてほしいというの

は、ささやかすぎるほどささやかな要求である。さらに、20年近い経験の中で、GM技術の致命的な弱点が表面化している。特定の病虫害に対する抵抗性を持つ遺伝子を作物に埋め込み、その病虫害を強力に抑え込む効果を持つ農薬を大量に散布するのがGM技術の要点であるが、病虫害の側も農薬に対する耐性を備え、農薬が効かなくなる。そうなると、さらに農薬を大量にバラまくか、ベトナム戦争で使われた枯れ葉剤を混ぜるなど、より強い農薬を開発せざるを得なくなるという悪循環に陥る。アルゼンチンの大豆栽培地帯で、子どもたちに深刻な健康被害が報告されているのは、悪循環の一例である。

「種子を制する者は世界を制する」。“モンサント・ポリス”と呼ばれる部隊がGM種子の「不正使用」を徹底的に監視して種子の独占をはかっているのは有名な話である。インドでは、ワタの90%以上がGM種子に取って代わられ、農民は、高価で自家採種できないGM種子を、借錢してまで買わなければならない状況に追い詰められて、2002年からの10年間で約17万人が自殺している。およそ30分に一人が自殺していることになる。

#### \* 「生命のギャンブル」を拒否する運動を

通商協定の中で、ここまでGM作物を位置づけたのはTPP協定が初めてである。バイオメジャーは作業部会を「規制制度の変更を迫るとともに、将来の(GM产品の)承認・貿易ルールを形成するためのフォーラムとして位置づける意図を隠していない」<sup>(2)</sup>といわれ、モンサンント社などが要求する「国際機関」の役割をTPPが果たすことになるおそれがある。TPPは「多国籍企業のための新自由主義的憲章作

り」といわれるが、その実態の一つが、ここにある。

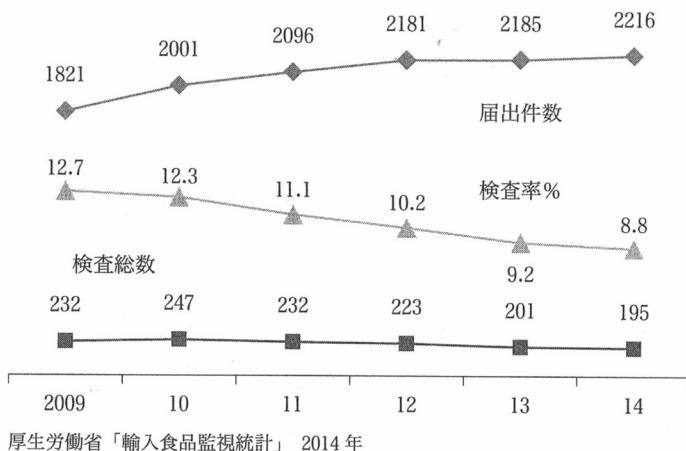
同時に、これはアメリカ国内の動きに対する切り崩しでもある。アメリカでもGM表示義務化を求める運動が発展しており、33州で表示義務法案が提出され、メイン州など3州で法律が成立している。GM企業は、こうした動きを大金を投じて封じ込めてきたが、運動が止まらないため、連邦議会レベルで州政府の表示義務化を妨害する法案を作らせようと画策している。同法案は昨年7月に下院を通過したが、上院は3月16日に採決に失敗した。

アメリカの消費者運動のリーダーで、ドキュメンタリー映画「遺伝子組み換えルーレット——生命(いのち)のギャンブル」の制作者でもあるジェフリー・スミス氏は「アメリカの58%の人がGMでない食品を選びたいと考えている。マクドナルドなど大手食品会社は扱いをやめつつある。ヨーロッパではGM食品は拒否されており、日本にさらに押し寄せるのではないか」「日本の表示制度には表示免除の製品が多く、消費者をミスリードしている」と述べた(赤旗、2月29日)。

農民連食品分析センターは4月28日に、トウモロコシを使ったスナック菓子26点の検査結果を公表したが、GMを使っていないと表示されている19点のうち7点からGM成分を検出した。5%以下ならば表示しなくてもかまわないという規定のためだろう。求められているのは表示義務廃止やGMの微量混入に対する輸出国の責任の免責ではなく、表示の厳格化である。

すでに日本は、アメリカ、カナダ、ブラジルなどGM輸出大国からのトウモロコシ、ナタネ、大豆などの大量輸入を通じて“GMモルモッ

図1 輸入食品の届出・検査件数と検査率  
(単位:千件、%)



厚生労働省「輸入食品監視統計」 2014年

ト”になっている。ヨーロッパやアメリカ、最近、表示の厳格化を強めつつある韓国や台湾などアジアの市民と連帯して「生命のギャンブル」を拒否する運動を強めることが求められている。TPPの批准を拒否することは、その一步である。

## 増える輸入、追いつかない検査体制

TPPのもとで、輸入貨物が国内に到着後48時間以内に税関を通過（通関）させることを義務づけるルールが導入される。現在、日本の平均通関時間は92.5時間だから、半分にカットされることになる。これは、従来日本が締結したFTA（自由貿易協定）にはなかったルールである。

すでに輸入食品の検査率は09年の12.7%から14年には8.8%に下がっており（図1）、検査で違反が明らかになっても「時すでに遅し。危ない食品は国民の腹の中」が常態化している。日本共産党の齊藤和子衆議院議員の追求によれば、検査結果が判明する前に流通を認めるモニタリング検査のもとで、03～14年に290件の違反食品が流通しており、14年だけでも残留

基準値の2～10倍という農薬まみれのトマトや青とうがらしが全量消費されている（赤旗、4月23日）。しかも、8.8%の残り、91.2%は検査さえされていないのである。

食料自給率39%の日本は全世界から約3200万トンの食料を輸入し、そのうち62%がTPP参加11カ国からの輸入である。

TPPによって関税が引き下げられたり、撤廃されて輸入が増えることが当然予想されるが、その一方で、検査時間が短縮され、しかも検査体制が充実されないとすれば、水際チェックはますます空洞化せざるをえない。

## \* “ホルモン剤モルモット”？

とくに深刻な影響が予想されるのは、牛肉・豚肉である。「工業型畜産」が隆盛をきわめているアメリカでは、“魔法の生産性向上薬”として「成長促進ホルモン剤」（女性ホルモン）や一種のドーピング剤であるラクトパミンという薬品が多用されている。ホルモン剤は子牛に注入され、「成長を早めて、雄にも雌のように脂肪がつき肉量が増す。肉牛の出荷時期も早くなり、生産効率が上がる」<sup>(3)</sup>。ラクトパミンは豚・

牛の飼料に添加され、赤身を増し、成長を早める。

問題なのは、ホルモン剤が「乳がんや膣（ちつ）がんの多発や、乳幼児の乳腺が膨らむ、女児の成熟が異常に早まった、アレルギーを引き起こされたなどの、人体への影響が世界各地で報告され」ていることである<sup>(4)</sup>。ラクトパミンは「吐き気、めまい、手が震えるなどの中毒症状を起こし、特に心臓病や高血圧の患者への影響が大きく、長期にわたり摂取すれば染色体の変異をもたらし、悪性腫瘍を誘発する」と指摘されている<sup>(5)</sup>。

当然のことながら、EUはこれらの牛・豚肉の輸入を禁止し、中国、ロシアも禁止している。しかし、日本は国内での使用は禁止しているものの、アメリカの圧力で輸入は許可するという二重基準で対応し、ホルモン剤・薬品まみれの輸入牛・豚肉を“治外法権”扱いにしている。ジャーナリストの青沼陽一郎氏は「昨年取材した米国の大手食肉加工工場では、こんなビジネスが展開されている」として、次のような恐ろしいエピソードを紹介している<sup>(6)</sup>。

「この工場には三つのプログラムがあります。一つは、EUプログラム。EUはホルモン剤や抗生素を使った肉を入れないことが条件になっていますので、まず使用しない肉を生産します。それと、国内向けオールナチュラルプログラム。これもホルモン剤や抗生素は使いません。そしてもう一つが、一般向け牛肉。これはホルモンも抗生素も使用しています」「この『一般向け』が日本に送られるのだ」

TPPによる検査の空洞化とあいまって、危ない畜産物が日本にさらに押し寄せる危険が強まるのである。“GMモルモット”もゾッとしたが、“ホルモン剤モルモット”はもつと

ゾッとした。「牛肉・豚肉の自給率はすでに42%、51%であり、それが20%～10%となってから、国産の安全なものを食べたいと言つても遅いのです」（鈴木宣弘・東大教授）という警告を真剣に聞くべきだ。

## 日米構造協議の仕上げ

TPPは、12カ国の多国間交渉であるとともに、1980年代以来、延々と重ねられてきた日米構造協議の新バージョンでもある。食の安全の分野で言えば、BSEや食品添加物、農薬が該当する。

政府が公表した付属文書（日米2国間の書簡）では、並行交渉の結果として「両国政府は、収穫前及び収穫後に使用される防かび剤、食品添加物並びにゼラチン及びコラーゲンに関する取組につき認識の一一致をみた」と記されている。さりげない書き方であるが、これは構造協議における対米譲歩の集約の意味をもつ。

### \*防カビ剤・防腐剤

一つは、輸入農産物に使用される防腐剤や防カビ剤などのポストハーベスト（収穫後）農薬の問題である。そもそも日本では、収穫した農産物に農薬をかけることは禁止されている。しかし、アメリカが太平洋をまたいで輸出するためにはカビが生えたり、腐敗するのをおさえるために農薬（防カビ剤・防腐剤）をかけなければならない。“ポストハーベスト農薬とは聞こえが悪い”というアメリカの要求に従って、日本政府は「農薬」を「食品添加物」に分類した。しかし、日本で食品添加物の表示が義務化されると、今度はアメリカは表示義務のない農薬として扱うよう求めている。

表向きは決着がついていないといわれている

が、日米2国間の書簡では「認識の一致をみた」というのだから、決着の方向は明らかだろう。

#### \* 食品添加物

アメリカで認可されている食品添加物は1612品目で、日本で認可されている食品添加物667品目の2.5倍である。一方、国際食品規格委員会（コーデックス委員会）が認めている「国際汎用添加物」は950品目。

アメリカは対日改革要望書で一貫して食品添加物の認可拡大を要求しており、日本は追加要求のあった46のうち既に42の審査・認可を終えており、残る4品目も認可される見込みである。「認識の一致をみた」という日米2国間の書簡が意味するのは、この46にとどまらない。アメリカの要求は「国際汎用添加物」950品目への拡大、さらに自国の認可数1612品目への拡大とエスカレートする可能性がある。

#### \* BSE（牛海綿状脳症）

03年にアメリカでBSEが発生し、日本は輸入禁止措置をとった。その後、05年には、月齢20カ月未満の牛肉に限定し、危険部位を除去することを条件として輸入を再開したが、アメリカは牛丼に適する月齢への拡大を執拗に要求し続けた。さらに日本は、13年2月、TPP交渉参加の「入场料」として、輸入制限撤廃に等しい30カ月齢未満への拡大を「自主的」に譲歩した。

書簡があげている「ゼラチン及びコラーゲン」は危険部位そのものではないとしても、アメリカでの屠殺のズサンさからすると、問題を引き起こしかねない部位であり、その扱いで認識が一致したというのは、かなり危ない話であ

る。

### 予防原則の否定、国内政策への介入、ISD

以上に述べたほど具体的ではないが、食の安全の根本政策と主権にかかわる問題を最後に指摘したい。

TPPの「衛生植物検疫措置（SPS）」規定は「科学的な原則に基づいて、加盟国に食品の安全を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはない」——これが政府の説明である。

要するに、WTOの規定と同じだから問題はないというわけである。しかし、TPPとWTOは、次の3つの点で同じものではない<sup>(7)</sup>。

第1に目的である。WTOのSPS協定の目的は、当然ながら「人・動物もしくは植物の生命もしくは健康を保護すること」であり、付随的に「衛生植物検疫措置の貿易に対する影響を最小限にする」ことが規定されている。

一方、TPPのSPS章の目的は「貿易を円滑にし、拡大」するために、衛生植物検疫措置が「貿易に対する不当な障害をもたらすことがないよう」にすることである。要するに「生命・健康の保護」は目的ではないのである。

第2に「予防原則」の問題である。TPP協定は「科学的な原則」「客観的な科学的な証拠」が前面に出ており、WTO・SPS協定にある「関連する科学的証拠が不十分な場合には……暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる」という表現が欠落している。これは、WTO協定が不十分ながらも「予防原則」を認め

ているのに対し、TPP協定は否定していることを意味している。

「予防原則」とは「化学物質や遺伝子組み換えなどの新技術などが、環境（と健康）に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす仮説上の恐れがある場合、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも、規制措置を可能にする制度や考え方のこと」（フリー百科事典「ウィキペディア」）であり、気候変動条約や生物多様性条約などで多用されている。EUや日本が遺伝子組み換え食品の規制根拠としたのも予防原則であり、これに貫して背を向けてきたのがアメリカであった。

あるいは、次のようにいふこともできる。「科学的証拠」一点張りのTPP協定は「原発安全神話」によく似ており、「予防原則」は、原発が未確立の技術であり、不可逆的な災禍をもたらしうることを考慮した、真に科学的な原則であると。

第3にTPP協定は、遺伝子組み換え作業部会、S P S小委員会、規制整合性小委員会など、随所で「利害関係者」、つまり多国籍企業の関与・介入を保証する規定を盛り込んでいる。

「TPPが発効すると日本の食品安全基準の決定の際に米国企業等の利害関係者の意見を聞かなければならなくなる」「これまで米国が日本に対して行ってきた制度改革要求がTPP協定に基づいたものとなり、日本政府の政策決定過程に米国企業の意向が反映するようになってしまう」<sup>(8)</sup>との指摘はまったく正当である。

TPP協定で最も懸念されているISD（投資家対国家間の紛争解決）条項は、こういう多国籍企業の関与・介入を強力にバックアップするものであり、主権侵害そのものである。

「日本が率先して動き、早期発効に向けた機運を高める」（安倍首相）との決意のもとに審議が始まったTPP協定承認案と関連法案は、たった数日の審議で頓挫し、参院選後に決着が先送りされた。短期間の審議で、真っ黒塗りの資料が象徴する異常な秘密主義と国会決議違反が白日のもとにさらけ出された結果である。追い込んだのは、TPP反対運動と野党の力であり、追い込まれたのは安倍政権である。

TPPの発効に批准が不可欠なアメリカでは、議会審議の見通しすら立っていない。国民の不安に応えず、アメリカや財界の“期待”にこたえること以外は念頭にない安倍政権に参議院選挙で痛烈な打撃を与え、農業を含む国民の利益と主権を多国籍企業に売り渡すTPP批准を断固阻止することが求められている。

（ましま よしたか・農民運動全国連合会副会長）

（注）

- (1) アメリカ農務省「環太平洋パートナーシップの農業関連条項 詳細な要約」(15年11月30日)
- (2) 久野秀二「TPP協定とGMO規制」(『農業と経済』16年3月)
- (3) 青沼陽一郎「TPPの罠 第1回『食』の戦争が始まった 米国産『豚肉』『牛肉』、ここが危ない！」(『サンデー毎日』15年12月27日)
- (4) 青沼、前掲
- (5) 鈴木宣弘「TPPとのたたかいはこれからが正念場」(雑誌『農民』15年11月)
- (6) 青沼、前掲
- (7) この節は清水徹朗「TPPと食品安全性」(『農林金融』16年6月)を参考にした。
- (8) 清水、前掲